

社会福祉法人戸井福社会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人戸井福社会定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員等の報酬等）、及び社会福祉法人戸井福社会評議員専任・解任委員会第5条（委員の報酬等）について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 評議員・理事・監事・及び評議員専任・解任委員（以下「役員等」という）が法人の業務についた場合、法人は別表1の通り報酬を支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人の業務についた場合、法人は旅費規程第8条の2に基づいた交通費などの実費を支給する。

(旅費等)

第4条 役員等（法人の職員である場合を除く。）が、法人の業務のため旅行したときは、社会福祉法人戸井福社会旅費規程に則り費用を弁償する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、評議員、理事、監事については評議員会の決議を経て、評議員専任・解任委員については理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この細則は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人戸井福社会役員等の費用弁償に関する規程

別表 1

区 分	費用弁償の額
評議員会・理事会	1回につき 5,000円
内部監査	1回につき 5,000円
評議員専任・解任委員会	1回につき 5,000円
その他	業務の内容を勘案して理事長が定める